

文教厚生常任委員会資料
2021年(令和3年)3月8日
こども局明石こどもセンター
こども通学・面会等支援課

一時保護におけるこどもの権利保障について

本市の児童相談所である明石こどもセンターでは、児童虐待等への対応のために、児童福祉法に基づく一時保護を行っているところです。

一時保護を行うと、保護されたこどもの安全は確保される一方で、保護されたこどもにとっては、家庭での生活とは異なり各種の権利を制限されることが課題となっています。

そこで、厚生労働省のモデル事業を活用し、明石市社会福祉審議会に新たな部会を設け、児童相談所の職員以外の者が一時保護されたこどもの声を聴き、権利を守る取り組みを行おうとするものです。

1 概要

- (1) 明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に新たな部会として「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」を設置する。
- (2) 「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」の委員が、一時保護された全ての児童と、速やかに面会し、こどもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなど、こどもの権利を守るための活動を行う。
- (3) 「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」は、下記①～④のいずれかの場合、一時保護の継続や一時保護所における処遇等に関して調査を行い、意見を申出者や明石こどもセンター等の関係者へ通知する。
 - ① 児童本人からの申出
 - ② 児童と面会した第三者委員会委員の職権
 - ③ 保護者からの申出
 - ④ 明石こどもセンターからの申出
- (4) 意見を受けた明石こどもセンターは、その意見を尊重し、必要な対応を行う。
- (5) 上記(3)の申出を受け付ける事務局は、あかしこども財団へ委託する。

※ 別紙 概要図 参照

2 運用開始

2021年(令和3年)4月を予定

3 その他

上記の取り組みに関して、厚生労働省「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の認定を受ける予定(補助率:国10/10)

こどものための第三者委員会（こどもの権利擁護部会）概要図（案）

